

# 遠い空から

～元気に頑張っています～

島根県弁護士会会員→当会会員

隠岐ひまわり基金法律事務所

→東京フロンティア基金法律事務所

橋爪 愛来 (69期)

Hashizume Aki



## 1. 自己紹介

私は、2018年5月に島根県隠岐郡隠岐の島町にある隠岐ひまわり基金法律事務所の二代目所長として赴任し、2022年7月に4年間の任期を終えて、同年9月に養成事務所だった東京フロンティア基金法律事務所（以下「フロンティア」といいます。）に戻ってきました。

隠岐の島町（以下「隠岐」といいます。）は「島後（どうご）」という離島で、人口は約14,000人です。日本にある有人離島の中では、中規模かと思います。当初は3年間の予定だった任期ですが、隠岐での生活が気に入ってしまった私は、夫の理解も得て、任期を延長し、合計で4年間を隠岐で過ごしました。夫とは、東京と隠岐での遠距離婚でしたので、私の気持ちを尊重して、任期延長を快諾してくれた夫には感謝しております。

## 2. 離島から東京へ

任期を終えて、昨年8月に夫のいる東京に戻ってきましたが、約4年ぶりの東京での生活に慣れるまで、数か月はかかりました。

もともと東京出身の私ですが、2020年から始まったコロナ禍の影響と、任期中に隠岐で長男を出産したことで、なかなか島から出にくい環境となり、任期の後半はほとんどずっと島から出ずに過ごしていました。そのせいか、すっかり島での生活に慣れてしまい、東京の人混みや電車通勤、

コンビニやいわゆるチェーン店での買い物にいちいちドキドキしたり、車のない生活に疲弊したりしながら、最初の数か月は、なんだか初めて上京してきたような感覚で過ごす日々でした。

今では、もうすっかり東京の生活に慣れましたが、SNSで発信されている隠岐の写真を眺めながら、「また帰りたいな…」と感傷に浸る日々です。現在の私の事務所のデスクには、隠岐の写真で作られたカレンダーが置いてあります。

## 3. フロンティアに戻ってきた後の生活

すっかり隠岐に染められて、感傷に浸っている私ですが、フロンティアに戻ってきて1年が経過し、東京での仕事の感覚を思い出しながら、楽しく仕事をさせていただいております。

まず、隠岐では少なかった債務整理事件。フロンティアでは、多くの債務整理事件を担当しています。隠岐には、アコムやアイフルといった消費者金融がないため、お金を借りる機会が少ないせいか、債務整理事件はあまり多くありませんでした（その代わりに、友人にお金を貸して返って来ないというご相談は多かったです）。しかし、フロンティアでは、多くの債務整理事件の相談が来ますので、私も忘れかけていた感覚を取り戻しながら、日々、債務整理事件に取り組んでいます。任意整理は、地域による違いは少ない事件類型かと思いますが、自己破産は、裁判所によって取扱いに違いがあります。東京地方裁判所の取扱いも、

コロナ禍の影響もあってか、少しずつ変化しており、まずは、東京地方裁判所の取扱いを勉強するところから始まりました。

次に、様々な外部相談の担当。今年の4月からは、フロンティア内での相談担当だけではなく、様々な外部相談を担当しています。離島の隠岐では、過疎地型の法律相談センターとして「島前法律相談センター」の相談担当を月1回、弁護士会主催の隠岐地区開催の相談担当が年数回、その他電話相談の担当が年数回程度はありましたが（というか、隠岐地区で相談担当をできるのが、私と法テラス西郷の弁護士の2人しかいませんので、何かというと全て回ってきていました。）、東京では専門相談の相談員という仕事があり、現在は、弁護士労働相談員や東京都多重債務者生活再生相談の担当もさせていただいております。どちらの相談担当も、フロンティアの女性の先輩弁護士がこれまで担当されていたのですが、女性弁護士の需要があり、東京に戻ってきた私に順番が回ってきた形です。その先輩弁護士も私と同じように司法過疎地域に赴任されてフロンティアに戻ってきた方ですが、東京都多重債務者生活再生相談を実施している生活サポート基金の職員の方々からの信用が大変厚く、職員の方々とお話の中でもよく名前が出てきます。これもひとえに、司法過疎地域に赴任していた際に培った連携スキルの賜物なのではないかと思っています。私も先輩を見習って、職員の方々の信頼を獲得できるよう精進していきたいです。

#### 4. 東京には東京の良さがあった

東京に戻ってきて改めて気が付いたのは、本来

の弁護士業務以外の経験をする機会の多さです。よく、司法過疎地域に赴任した弁護士の体験記で、様々な研修会の講師をしたり、行政の委員に就任したりしたという話や、弁護士としての経験年数が浅くても破産管財人や相続財産管理人の経験を積むことができるといった話が出てきます。かく言う私も、隠岐では同じような経験をさせていただきました。東京に戻ってきて、そのような経験をする機会は減りましたが、前述のような各種相談担当だけではなく、民事調停官や家事調停官といった裁判所職員の募集がかかっているのを見たり、子ども食堂やNPO法人などの任意の団体に参加したりする機会もたくさんあります。

私は隠岐に赴任する前にも1年4か月ほどフロンティアに在籍しておりましたが、このときはフロンティアの仕事をこなすことに必死で、あまり外部相談や事務所外の業務に触れる機会がありませんでした。

隠岐にいたときは、隠岐での弁護士業務がとても楽しく充実していたことや、地方の弁護士会の温かさに触れたこともあり、そもそも東京に戻ることを躊躇する気持ちもありました。でも、実際に東京に戻って来てみて、赴任前は気が付くことができなかつた弁護士業務の無限の可能性に気が付くことができました。ちなみに隠岐では、弁護士が2人しかおらず、かつ、ほとんどの事件で相手方になってしまうことから、弁護士だけの飲み会というのは憚られる状況でした。東京に戻ってきて、弁護士同士で食事をする機会が多いことにささやかな喜びを感じています。これから、二弁の皆様と様々な活動ができることを大変楽しみに日々成長していきたいです！



島前法律相談センターがある西ノ島



隠岐ひまわり基金法律事務所の引継式(初代所長、三代目所長とともに)